

長崎新聞

発行所
長崎新聞社
長崎市元町3-1 〒852-8601
©長崎新聞社2015



県産紙宣言。

8月26日(水) 先勝

(旧暦7月13日)

総合案内 095-844-2111
報道部 095-846-9240
編集部 095-844-8774
営業部 095-844-5261
佐賀編集 095-844-9145
販売部 095-844-5003
読者サービス 095-844-2139
読者センター 095-844-7739

きょうの紙面

南北緊張緩和で合意

—4面

韓国と北朝鮮は25日未明(日本時間同)、南北軍事境界線のある板門店で22日から続けていた高官会談を終了。北朝鮮が「準戦時状態」を解除して、南北は緊張緩和へ向けて歩み寄った。



農地初の強制収用

県が登記申請 国に所有権移転

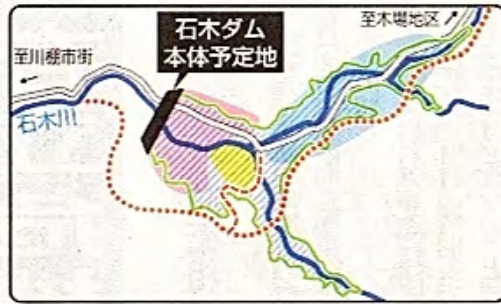
石木ダム

県と佐世保市が東彼川棚町に計画する石木ダム建設事業で、県は25日、反対地権者4世帯の農地約5500平方メートルについて、土地収用法に基づき所有権が国に移転すると発表した。同ダムの建設用地が強制的に収用されたのは1975年の国の事業採択以来初めて。反対地権者が現住する家屋などを含む土地の収用に向けた裁決手続きも同日までに開始され、地権者の反対運動で膠着(こうちやく)状態にある同ダム建設問題は緊張をほらんだ重大局面に入った。

【26面に関連記事】

会見で県土木部の木村伸次郎政策監は「もう公有地になった。植えてある野菜は撤去するよう求め、新たに植えることは論外」と述べた。25日に裁決手続きが開始されたのは、ダム本体予定

地内にある4世帯の宅地(約2千平方メートル)のほか、畑、山林の計約3万平方メートル。また県は、7月31日に裁決手続きの保留を解除したダム貯水池予定地内にある9世帯の宅地(約9千平方メートル)などの計約9万平方メートルについて、裁決申請に向け9月2日から立ち入り調査を実施することも明らかにした。県は調査で裁決申請に必要な土地調査や物件調査を作成したい考え。反対地権者側はこれまで行われた立ち入り調査を拒否している。(豊竹健二)



- 石木ダム建設予定地
- 国に所有権が移転した農地(約5500平方メートル)
- 裁決手続きに入った4世帯の家屋を含む土地(約3万平方メートル)
- 県が保留解除した9世帯の家屋を含む土地(約9万平方メートル)
- 既存の県道畑野川棚線
- 一部着工した県道付け替え道路(3160メートル)
- 本体工事時の迂回道路(約500メートル)

石木ダム建設計画の土地と道路(一部)

反対地権者側は「一方的な土地の強奪だ」と反発を強めており、支援する弁護士は法的対抗措置も検討している。所有権の移転登記は同日、県職員が長崎地方方法務局佐世保支局に申請、受理された。県収用委員会の裁決に基づき、24日の明け渡し期限だった1世帯の畑約300平方メートル、10月30日が期限となる3世帯の水田など約5200平方メートルで、所有権は反対地権者から国に移った。今後、県が管理するという。

石木ダム用地 初の強制収用

解説

石木ダム建設が公共の利益に資し、時代の要請に応える事業なのかどうか、疑問を感じる県民が少なくない。県は、国による事業認定の「お墨付き」を盾に今回の強制収用を正当化しているが、反対地権者との話し合いに向けた努力を怠る中でこうした強権的な手法を用いることは、いくら理論武装

強権的手法「下策」

「他人の土地(公有地)に勝手に作物を作られても困る」と強調。県側の言動は既に従来の「お墨付き」を盾に今回の強制収用を正当化しているが、反対地権者との話し合いに向けた努力を怠る中でこうした強権的な手法を用いることは、いくら理論武装

者が立ち入った場合について「他人の土地(公有地)に勝手に作物を作られても困る」と強調。県側の言動は既に従来の「お墨付き」を盾に今回の強制収用を正当化しているが、反対地権者との話し合いに向けた努力を怠る中でこうした強権的な手法を用いることは、いくら理論武装

1982年の機動隊を導入した強制測量に続く強制収用。強制しないと言えないのは「失政」を認めているようなものだ。(報道部・豊竹健二)

と伝えるため岩永さん方を訪れた。県職員らが通り掛かったプレハブ小屋の垂れ幕は

推進派は早期着工求める

「罪なき人々を苦しめることがそんなにおもしろいか」(緒方秀一郎)

明け渡し 応じない

反対地権者怒りと決意

「小屋に立てこもっても明け渡しには応じない」。県と佐世保市が東彼川棚町に計画している石木ダム建設事業で、所有する水田の所有権が強制的に国に移された反対地権者の石丸勇さん(66)「同町岩屋郷」は25日、水田の前に立って断言した。

権者と昨年、近くの畑に抵抗拠点としてプレハブ小屋を設置した。その小屋に目を向け「大切に耕してきた農地を取り上げるなんて

血も涙もない」と憤った。青々とした水田に目を転じると「来年も、その後も稲を植え続ける」と語気を強めた。

一方、8月24日に明け渡し期限を迎えた反対地権者の岩永サカエさん(75)「同」所有の畑(約300平方メートル)には、25日午後、県職員が立ち入り、現状を確認。職員らは「今後、新たな野菜を植え付けられないように」

「今回の手続きが事業の着実な進展につながる」と期待。推進派の元地権者でつくる石木ダム対策協議会の山田義弘会長(78)は「完成が長引くほど人件費などで税金がかかる。早期完成させて」と注文を付ける。石木ダム建設促進佐世保市民の会の嬉野憲二会長(68)は「ダムは佐世保市民にとって必要。県が進める手続きを見守るしかない」と淡々と話した。(まとめ・永江倫子)



所有権が国に移った水田を前に「来年も、その後も稲を植え続ける」と話す石丸さん。奥には反対地権者が設置したプレハブ小屋

石丸さんの水田(約900平方メートル)は、戦前に川棚海軍工廠(こうしょう)移転で接収され、砂利などで覆われていたが、戦後、返還を受け、祖父らが整地。毎年、10月初旬に稲刈りし、収穫した米を家族で味わったり、友人らに分け与えたりするのを楽しみにしてきた。今年も既に稲の花が咲き始めている。しかし、今年には県収用委員会が所有権を国に移転させ、10月30日までに土地を明け渡すよう決定した。

石木ダム事業をめぐる手続き

事業認定申請ベースの未買収地(反対地権者13世帯の所有地計約12万5500平方メートル)

年月日	県が事業認定申請	手続き保留を申し立て
2009年11月9日	県が事業認定申請	手続き保留を申し立て
13年9月6日	国が事業認定告示	手続き保留を告示
14年9月5日	県が約5500平方メートルに 裁判申請	手続き保留した13世帯の家屋を含む約12万平方メートルは保留解除しなければ3年で事業認定失効
11月25日		このうち4世帯の家屋を含む約3万平方メートルについて県が保留解除
15年6月22日	県収用委員会が収用裁決	
7月8日		県が約3万平方メートルの裁判申請、残り9世帯の家屋を含む約9万平方メートルの保留解除を発表
28日	県が約5500平方メートルの補償金として約4200万円を法務局に供託	
31日		県が約9万平方メートルを保留解除
8月24日	4世帯の約5500平方メートルの所有権が国に移転	このうち1世帯の畑約300平方メートル明け渡し期限
10月30日		残り3世帯の水田など約5200平方メートル明け渡し期限

石丸さんは、他の反対地